

# 平成29年度機動調査の調査結果

平成30年3月13日  
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

## 1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める機動調査は、緊急・臨時の案件が発生した場合に機動的に対応し、当該案件の関係機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものである。

平成29年度機動調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の第7節に定める調査及び措置に関する要項」（平成26年7月2日研究振興局長決定）に基づき実施した。

## 2. 調査対象・内容等

### 〔調査対象〕

- 群馬大学を調査対象とした。
- 同大学は、平成27年度履行状況調査の結果、改正ガイドラインに基づく体制整備に未履行はないと判断された。しかしながら、平成29年11月に提出された研究費の不正使用に係る最終報告書において、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策の策定・実施、実施状況の確認を担っている委員会が開催されていないなど、機関の管理体制の運用に不備があったとされていたため、その重大性に鑑み、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、改めて同大学におけるガイドラインに基づく体制整備・運用状況について把握するため、機動調査を実施した。

### 〔調査内容〕

群馬大学におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、以下の調査の観点に基づき把握した。  
※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

#### 調査の観点(例)（再発防止策に係る主な調査の観点を列挙）

- ①コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、その役割を果たしているか。
- ②不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行っているか。また、防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認しているか。
- ③競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度について把握しているか。
- ④ルール全体の像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知しているか。
- ⑤発注業務については、原則として、事務部門が実施しているか。また、研究者による発注を認める場合は、研究者の権限と責任を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらっているか。
- ⑥研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用しているか。
- ⑦検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか。
- ⑧内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか。

## 〔調査体制・方法〕

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、所要の調査審議を実施した。
- 機関が提出した最終報告書及び機動調査事前質問事項の回答に基づき、「書面調査」及び「現地調査」を実施した。

## 3. 調査経過

平成29年12月14日	有識者会議 機動調査の実施の決定
12月27日～	書面調査
平成30年1月12日	現地調査
3月13日	有識者会議 機動調査結果の審議・決定

## 4. 調査結果の総合所見

- 群馬大学については、平成27年度履行状況調査(平成27年8月公表)により、既にガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制の整備がなされていることを確認しており、本機動調査においても、責任体系の規定、防止計画推進部署の役割を担う資金適正執行委員会（以下、「委員会」という。）の設置、「会計ルールハンドブック」等の作成、研究費の使用に係る相談窓口の設置など、所要の体制は整備されていることを確認した。
- 平成29年11月に群馬大学から提出された最終報告書に係る不正事案は、科学研究費補助金等の費目間の流用が厳しいと誤認していた研究者が業者と結託し、品名替え等の不正使用の事務処理を事務補佐員に行わせていたものであり、不正行為者のコンプライアンス意識の欠如が原因であった。  
しかし、機関の管理体制の運用においても、委員会が適切に開催されておらず、毎年度の不正防止計画の実施状況の把握や見直しを行っていなかったこと、コンプライアンス教育の受講率が非常に低いにもかかわらず未受講者に対するフォローが行われていなかったこと、会計手続きを分かりやすく周知するための「会計ルールハンドブック」が適切に更新されていなかったことなど、適切に運用されていない部分があった。  
なお、事務局を除く全ての部局においては、規程に基づき「コンプライアンス報告書」により不正防止計画の実施状況等の報告が適切に行われていた。
- 本事案に係る再発防止策については、上記の運用を改善することを含めて、「責任体系の明確化」、「研究費使用ルール等の周知徹底」、「関係者の意識向上」、「適正な運営・管理体制の整備」、「監査・モニタリングの充実に係る取組」となっており、大学として実施を決定し実施計画を策定するところまで進捗していることを確認した。
- 不正使用防止の中核を担う委員会が適切に開催されておらず、不正の発生要因の分析・検証及びPDCAサイクルの徹底が行われていなかったことについて、委員会の事務担当部署の責任は非常に重いと言わざるを得ない。  
一方で、不正防止計画の中の「不正使用発生要因に対応した個別事項（納品、旅費、謝金の事実確認）」については、内部監査を実施しその結果を法務・コンプ

ライアンス室から最高責任者及び総括責任者に報告しているなど、機関としての一定の取組は確認できた。

- 本機動調査の結果概要は以上のとおりであり、機関の管理体制の運用に不備があったため、履行期限を平成31年3月19日とする管理条件を付与するとともに、フォローアップ調査の対象として管理条件の履行状況をモニタリングすることとする。
- 今回の不正事案（品名替え、期ずれ）に対する再発防止策を確実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制及び機関のガバナンス体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

## 5. 機関に付与する管理条件

平成30年3月20日付けで付与する管理条件

改善事項：

- 平成29年11月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。
  - ・ 資金適正執行委員会において、不正防止計画に基づく研究資金の適正な管理に係る取組等の実施状況をチェックするとともに、不正を発生する要因の把握とその分析・検証の結果を評価し、次年度の不正防止計画に反映させること。
  - ・ 資金適正執行委員会の取組を開催の都度、役員会へ報告し、各部局長から全ての構成員に周知すること。
  - ・ 事務補佐員を含む研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を毎年度実施し確実に受講させる仕組みを構築すること。
  - ・ 平成29年度のコンプライアンス教育については、平成30年3月末までに受講対象者全員を受講させるとともに、平成30年度当初に在籍している構成員（採用時に受講させる者を除く）に対するコンプライアンス教育を平成30年9月末までに受講対象者全員に受講させること。

履行期限：平成31年3月19日

## 6. 今後の取組

- フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について四半期ごとに進捗状況の報告を求めて把握する。
- 調査の結果は、機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。